

# 社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて (フォローアップ)

# 規制改革実施計画（令和2年7月17日 閣議決定）（抄）

## (6) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	<p>a 令和3年9月予定の新システム導入に向けて、システム開発においては特に進捗管理・設計・開発・運用全体の品質確保には十分な注意を払ってプロジェクト管理を徹底するとともに、以下①～⑥についての具体的な進捗状況と対応・工程を示す。併せて、その着実な実施・成果を期するため、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）においては必要なICT人材の確保と関係機関からの参画を得る。</p> <p>①コンピュータチェック9割完結を可能とする振分機能の設計・実運用化</p> <p>②各支部で設定しているコンピュータチェックルールの本部チェックへの移行・廃止</p> <p>③コンピュータチェックに適したレセプト形式の見直し（摘要欄における選択方式の拡充）</p> <p>④手数料の階層化</p> <p>⑤保険医療機関等のシステムに取り込みやすい形式でのコンピュータチェックルールの公開</p> <p>⑥保険医療機関等において事前にコンピュータチェックが行える仕組み</p> <p>b 新システムにおけるAIを活用したレセプトの振分機能については、フィードバック機能を組み込み、定期的に新たなレセプトの審査結果を学習させて機能の改善を図るとともに、具体的な機能の詳細と学習メカニズムを明らかにする。</p> <p>c 自動的なレポート機能については、審査支払機関における事務点検、審査委員会というプロセスのそれぞれにおいて、審査結果の差異を網羅的に見える化し、どのような要因で差異が生じ得るのかを把握できるよう、具体的なレポート内容を明らかにする。</p> <p>d 職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センターに集約する計画に関しては、10年間を目途に設置が予定される審査事務センター分室について、新システム稼働後の効果検証や機能強化、集約後の審査実績、ICT活用による審査委員会運営の見直しなどの業務効率化の状況を踏まえながら、その廃止を検討するとともに、その後においても当該計画を最終目標とすることなく、業務・体制等を継続的に見直す。</p> <p>e 職員を介して行う審査委員会の補助、レセプト事務点検などの業務については、令和4年度からスタートする新組織の下での業務フローを具体化し、職員の審査事務と審査委員の審査が効率的で安全に行われることを踏まえつつ、在宅審査の仕組みについても検討する。</p> <p><b>f 国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方については、令和6年予定の国保総合システムの更改に向けて、厚生労働省・支払基金・国保中央会は定期的に情報連携等を行い、審査基準の統一化、審査支払システムの整合的かつ効率的な運用を実現するための具体的工程を明らかにする。</b></p>	<p>a,e,f:令和2年度措置</p> <p>b,c:令和2年度中間報告・令和3年度上期措置</p> <p>d:令和4年度以降継続的に措置</p>	厚生労働省



稼働時に実現を目指す内容

2021.4                      2022.10                      2024.4                      2026.4

整合性の実現

- 受付領域の共同利用※1
  - － オンライン請求システム
  - － 受付時点の形式チェック
  - － 告示・通知に基づくチェック
- 審査領域の業務要件の整合性の確保
  - － 支払基金と整合的なコンピュータチェックルール  
(外付けシステムによるコンピュータチェックの廃止)
  - － 支払基金と整合的な自動レポート

**国保総合システム更改の  
設計・開発・試験**

※国保総合システム全体をクラウド化

**体制**

- ・国保中央会
- ・デジタル庁との連携

審査領域の共同利用の開始  
※5、※6、※7

効率性の実現

- 審査・支払領域※2の共同利用
 

可能な機能から医療機関等・保険者による利用のための機能開放を検討
- 共同利用機能とその他の機能・システムの疎結合化※3

共同開発の体制の構築※4

**共同利用機能の共同開発**

- (デジタル庁との連携)
- ① 実証的な開発・再開発
  - ② 段階的な機能導入

インターフェース定義

その他の機能・システムのインターフェース改修

※1 受付領域は、技術的な実現可能性を精査し、費用面も勘案しつつ、システム集約

※2 コンピュータチェックのロジックとマスタ、振分チェックのAIエンジン、自動レポート、基盤、ネットワーク、セキュリティ対策等

※3 「疎結合」とはコンピュータシステムで、異なる二つの構成要素の結びつきが弱い状態。各要素の独立性が高く、一方に障害が生じても他方に影響を与えることが少ない。疎結合化により、共同利用機能及びその他の機能・システムの柔軟なシステム運用・改修を可能とする。

※4 「重要な意思決定に関する基金・国保の意見調整の仕組み」と「支払基金と国保の実効的な合同実務部隊」を構築する

※5 審査領域は、技術的な実現可能性や一時的に生じる追加費用と共同化等による中長期的な費用の抑制効果の精査を行いつつ、2026年4月に共同利用開始を目指す。

※6 支払領域等の共同利用については、審査領域とは別に、デジタル庁との連携の下、早急に費用対効果を含めた検証を行い結論を出す

※7 審査支払システムの基盤としてGov-Cloud（仮称）の利活用の可能性も検討する

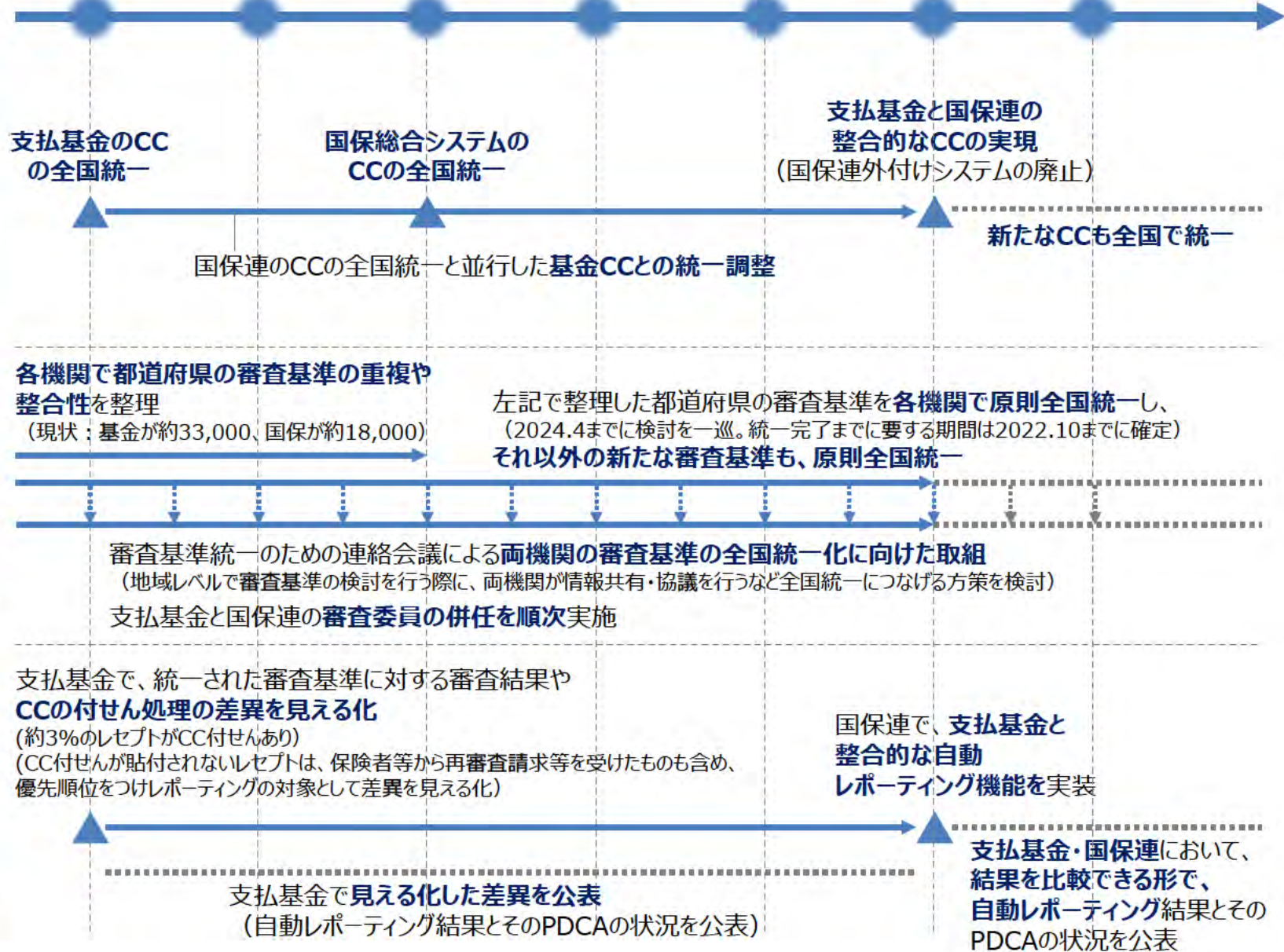


# 審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表

一部改正

2021年3月31日  
厚生労働省  
社会保険診療報酬支払基金  
国民健康保険中央会

2021.10      2022.4      2022.10      2023.4      2023.10      2024.4      2024.10



コンピュータチェックの精緻化及び  
職員・審査委員へのフィードバック



# 審査支払機関システムの共同開発・共同利用に向けた推進体制

## 1. 開発体制の考え方

- 従来、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）と国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）の審査支払システムは、それぞれの機関が開発・運用を行ってきたが、「審査支払機能の在り方に関する検討会」の検討において、両者の審査支払システムについては、審査支払システムの業務要件の整合性の確保を図りつつ、順次共同開発・共同利用を進める方向性が示されている。
- 共同開発を進めるに当たっては、① 両機関の対等な関係での調整と、② 迅速な意思決定が重要であることから、厚生労働省の主導の下、両組織及びデジタル庁が参画する体制を構築する。

## 2. 開発体制

### ■「審査支払システム共同開発推進会議」

- ・システムの業務要件の整合性確保と共同開発のための基本方針を決定するため、厚生労働省・デジタル庁・支払基金・国保中央会によって構成する会議体

### ■「審査支払システム共同開発アドバイザリーボード」

- ・上記基本方針について、求めに応じて意見するための有識者会議

### ■「審査支払システム共同開発作業班」

- ・システムの業務要件の整合性確保と共同開発に向けた仕様書、要件定義等の作成作業を進めるための実務者チーム

### ■「審査支払システム共同開発準備室」

- ・システムの業務要件の整合性確保と共同開発に向けた総合調整を行うための組織
- ・同室は支払基金に設置し、支払基金職員のほか、国保中央会、厚労省から支払基金に出向した職員が常駐する
- ・厚労省からの出向職員の人件費を含む運営費用は支払基金・国保中央会で負担する

## 3. 当面のスケジュール等

### ■ 2021年夏を目途に「審査支払システム共同開発推進会議」を編成

厚生労働省保険局保険課・国保課が事務局を務める

### ■ 「審査支払システム共同開発準備室」については、2021年10月までの開設を目指す

### ■ 推進会議の資料・議事録は原則公開



# 開発体制（イメージ図）

